



Tax Newsflash

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2015年11月3日号

※本ニュースレターは、[英文](#)(または中文)ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文(英文または中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

増値税ゼロ税率政策が適用される輸出サービスの範囲の拡大

2015年10月30日、中国財政部および中国国家税務総局は財税[2015]118号の通達(以下「118号通達」)を發布し、映画・テレビサービス、オフショアアウトソーシングサービス等のサービスの輸出に対しても増値税ゼロ税率政策を適用することを決定した。この増値税ゼロ税率政策の適用範囲の拡大は、対象となるサービスの輸出の奨励を目的としたものである。

概要

118号通達によれば、2015年12月1日以降、国内の企業および個人が国外の企業に以下の課税サービスを提供する場合には、増値税ゼロ税率政策が適用される。

- ラジオ、映画、テレビ番組(作品)の制作および配給サービス
- 技術譲渡サービス、ソフトウェアサービス、回路設計およびテストサービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、および契約の目的物が国外にある契約エネルギー管理サービス
- オフショアアウトソーシングサービス(情報技術に関するアウトソーシングサービス(ITO)、ビジネスプロセスに関するアウトソーシングサービス(BPO)、知識プロセスに関するアウ

トソーシングサービス(KPO)を含む)

現在、増値税ゼロ税率政策が適用されるサービスは、国内の企業および個人が提供する国際運輸サービス、国外企業向けの研究開発サービスおよび設計サービスに限られており、上記サービスのほとんどには増値税免税政策が適用されている。

デロイトのコメント

増値税の一般課税方式¹による場合、増値税ゼロ税率政策が適用される課税サービスについては、対応する増値税の仕入税額を控除するか、または還付を受けることができるが、増値税免税政策においては仕入税額を控除することも、還付を受けることもできない。そのため、増値税ゼロ税率政策のほうが優遇されているといえる。特に、設備等の投資が大きなサービスに関しては、増値税ゼロ税率政策の適用によって、増値税負担が大きく軽減するものと見込まれる。よって、118号通達によって増値税ゼロ税率政策の適用範囲が拡大されたことは、対象となるサービスの輸出企業にとっては歓迎されるべきものであろう。

国家税務総局が118号通達の実施に関する細則をできるだけ早く公布することが期待される。

¹ 売上税額から仕入税額を控除して納付税額を計算する方式

関連通達:

[映画・テレビ等の輸出サービスに対する増値税ゼロ税率政策の適用に関する通知\(財税\[2015\]118号\)](#)
([中華人民共和国財政部ウェブサイト\(中国語\)](#))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、
下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人
エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子
email: emiko.okubo@tohmatu.co.jp

東京事務所

〒100-8305
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階
T e l: 03-6213-3800(代)
email: tax.cs@tohmatu.co.jp
会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co
税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。